

法令適用事前確認手続回答通知書

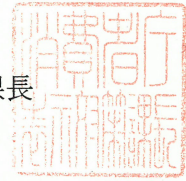
消表対第 1305 号

平成 28 年 9 月 9 日

株式会社国際カジノ研究所

木曾 崇 殿

消費者庁表示対策課長



平成 28 年 8 月 29 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」といいます。）第 4 条の規定を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、景品表示法第 4 条の規定との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

- 1 照会のあった具体的事実については、照会者から提示された事実関係を前提とすれば、景品表示法第 4 条の規定の適用対象とならないと考えられる。
- 2 当該事実が照会対象法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠
 - (1) 景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和 37 年 6 月 30 日公正取引委員会告示第 3 号。以下「指定告示」という。）第 1 項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいう。
 - (2) 照会者が実施を予定している、オンライン上における対戦型のパズルゲームを利用した賞金制大会（以下「本件企画」という。）に関しては、以下のとおり、
 - 本件企画の告知は、当該パズルゲームの有料ユーザーに限らず、どのような

一般消費者であっても無料で見ることができるオンライン上の特設サイトで
行われるものであること

- 本件企画は、当該パズルゲームの有料ユーザーに限らず、どのような一般消費者であっても無料で応募・参加することができ、応募・参加の条件は設けられていないこと
- 本件企画に応募する者は、上記特設サイト上のフォームから登録を行い、その後、メールで送付される出場証を本件企画の実施会場で提示することのみで参加することができるものであること
- 本件企画の当日、会場にて成績優秀者の発表が行われるところ、当該成績優秀者に対して提供される賞金は、銀行振込みの方法によるものであること
- 本件企画の実施会場において、主催者・協賛者（照会者を含む。）が供給する商品又は役務についての販売行為や勧誘行為が行われることは一切なく、第三者が飲食物を販売することがあったとしても、その売上げが主催者・協賛者（照会者を含む。）に帰属することはないこと

から、これらの点によれば、成績優秀者に対して提供される賞金は、指定告示第1項に定める「取引に付随」して提供されるものに当たらないと考えられる。

また、「景品類等の指定の告示の運用基準について」（昭和52年4月1日事務局長通達第7号）によれば、「商品又は役務を購入することにより、経済上の利益の提供を受けることが可能又は容易になる場合」（4（2）イ）には、経済上の利益の提供は、「取引に付随」する提供に当たることとなるが、この点についても照会者によれば、

○ 本件企画において、有料ユーザーが有利になるということはないとのことであり、本件企画が実施された結果、実際に有料ユーザーが賞金の提供を受けることが可能又は容易とはなっていないという状況が認められる場合には、指定告示第1項に定める「取引に付随」して提供されるものに当たらないと考えられる。

- (3) 以上、本件企画において成績優秀者に対して提供される賞金は、指定告示第1項に定める「取引に付随」して提供される経済上の利益には当たらないことから、景品表示法第2条第3項に規定する「景品類」に該当しないため、本件企画は、景品表示法第4条の規定に抵触することはないと考えられる。